

平成二十六年外務省令第一号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第四條第二項及び第三項（これらの規定を同法第十一條第二項において準用する場合を含む。）並びに第十六條第二項及び第三項（これらの規定を同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基

づく外務大臣に対する援助申請に関する省令を次のように定める。

（定義）
第一条 この省令において使用する用語は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（返還援助申請書の様式）
第二条 法第四條第二項（法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により外国返還援助（法第十一條第二項において準用する場合にあつては、日本国返還援助。）の申請を行う者（次条において「申請者」という。）は、外務大臣が定めるところにより、日本語により記載した様式第一による申請書又は英語により記載した様式第二による申請書を外務大臣に提出しなければならない。

（返還援助申請書の添付書類）
第三条 法第四條第三項（法第十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する外務省令で定める書類は、次に掲げるもの（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。）とする。ただし、第二号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類については、外務大臣は、やむを得ない事由があると認められるときは、その書類の添付を省略させ、又はこれに代わる書類を添付させることができる。

一 申請書に記載されている申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所（外国返還援助申請（法第十一條第二項において準用する場合にあつては、日本国返還援助申請。）において返還を求められている子（以下この条において「申請に係る子」という。）の常

居所地国（法第十一條第二項において準用する場合にあつては、日本国。以下この条において同じ。）におけるものに限る。以下この条において同じ。）の所在地及び生年月日（申請者が法人の場合は生年月日を除く。以下この号において同じ。）と同一の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び生年月日が記載されている、官公庁、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関（以下「官公庁等」という。）から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、申請の日において有効なもの

の写し
二 申請に係る子の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二條第五号に規定する旅券をいう。以下同じ。）又は当該子の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し
三 申請書に記載されている申請に係る子の常居所地国に当該子が常居所を有していたことを明らかにする書類の写し

四 申請に係る子の写真
五 申請に係る子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思量される者の旅券の写し又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し
六 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると思量される者の写真

七 申請者が申請に係る子についての監護の権利を有している根拠となる申請に係る子の常居所地国の法令の關係条文
八 申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していることを証明する官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類又は関係者の合意を証する書面その他これに類するものの写し
九 申請者が有している申請に係る子についての監護の権利が当該子の連れ去り又は留置により侵害されていることを明らかにする書類その他これに類するものの写し

十 申請に係る子と同居していると思料される者の旅券又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し

十一 申請に係る子と同居していると思料される者の写真
十二 外務大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により書面等の写しを提出した申請者に対し、その原本の提示を求めることができる。

（面会交流援助申請書の様式）
第四条 法第十六條第二項（法第二十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により日本国面会交流援助（法第二十一條第二項において準用する場合にあつては、外国面会交流援助。）の申請を行う者（次条において「申請者」という。）は、外務大臣が定めるところにより、日本語により記載した様式第三による申請書又は英語により記載した様式第四による申請書を外務大臣に提出しなければならない。

（面会交流援助申請書の添付書類）
第五条 法第十六條第三項（法第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する外務省令で定める書類は、次に掲げるもの（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限る。）とする。ただし、第二号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類については、外務大臣は、やむを得ない事由があると認められるときは、その書類の添付を省略させ、又はこれに代わる書類を添付させることができる。

一 申請書に記載されている申請者の氏名、住所又は居所及び生年月日と同一の氏名、住所又は居所及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、申請の日において有効なもの
二 日本国面会交流援助申請（法第二十一條第二項において準用する場合にあつては、外国面会交流援助申請。）において面会その他の交流を求められている子（以下この条において「申請に係る子」という。）の旅券又は当該子の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し

三 申請書に記載されている申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができな

四 申請に係る子の写真
五 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の旅券の写し又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し

六 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の写真
七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことの根拠となる、申請者が当該子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法令の關係条文

八 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことを証明する官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類又は関係者の合意を証する書面その他これに類するものの写し
九 申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにする書類その他これに類するものの写し

十 申請に係る子と同居していると思料される者の旅券又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し
十一 申請に係る子と同居していると思料される者の写真

十二 外務大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により書面等の写しを提出した申請者に対し、その原本の提示を求めることができる。

表 1 (第二表欄別)

[illegible][illegible][illegible]

外 務 省 印 鑑

第 一 頁 目 録

この申請書及び設計書類の記載は事実と相違なく、

（必ずどちらか一方を欄外にしてください）

{

☐ 図解的な子の発達の改善上の効果に関する条約書がある。及び図解的な子の子の発達の改善上の効果に関する条約の発効に関する条約書（条約書）を提出し、提出した条約書（条約書）を提出した。

☐ 図解的な子の子の発達の改善上の効果に関する条約書がある。及び図解的な子の子の発達の改善上の効果に関する条約の発効に関する条約書（条約書）を提出し、提出した条約書（条約書）を提出した。

提出した条約書（条約書）を提出するための書類（日本国発効書）を申請します。

様式第二（第二条関係）

様式第二（第二条関係）

Application for Assistance in Child's Return

＜ Note ＞

- Before completing this form, please read the "Guide to making an application for assistance in child's return" and follow the instructions.
- Please provide as much information as possible.
- Please indicate "X" in the appropriate items.

1. Applicant									
Name	English Last name First name Middle name Surname	Last name		Middle name(s) and		First name			
		Last name		First name					
		Language name		Last name		Middle name(s) and		First name	
Date of birth		Day		Month		Year			
Nationality		☐ Father ☐ Mother ☐ Other 1 ☐ Other 2							
Relationship with the child		☐ Father ☐ Mother ☐ Other 1 ☐ Other 2							
Telephone no.		Country: _____ City: _____							
Mobile Telephone no.		Country: _____ City: _____							
Fax no.		Country: _____ City: _____							
E-mail address		Country: _____ City: _____							
Identity card		Type of identity card: _____ Issued country: _____ Sex: _____ Date of birth: _____							
Details of your home (address of your own residence) are as follows in this application:									
Name	English Last name First name Middle name Surname	Last name		Middle name(s) and		First name			
		Last name		First name					
		Language name		Last name		Middle name(s) and		First name	
Location of office		Day		Month		Year			
Telephone no.		Country: _____ City: _____							
Fax no.		Country: _____ City: _____							
E-mail address		Country: _____ City: _____							
Layman		Country: _____ City: _____							
Do you have a power of attorney with the child's return?		☐ This legal adviser ☐ Applicant ☐ Either one will be fine							

1. Name of child: _____ 2. Date of birth: _____ 3. Place of birth: _____ 4. Date of abduction: _____ 5. Place of abduction: _____ 6. Name of abductor: _____ 7. Name of child's parent: _____ 8. Name of child's guardian: _____ 9. Name of child's spouse: _____ 10. Name of child's child: _____ 11. Name of child's grandchild: _____ 12. Name of child's great-grandchild: _____ 13. Name of child's great-great-grandchild: _____ 14. Name of child's great-great-great-grandchild: _____ 15. Name of child's great-great-great-great-grandchild: _____ 16. Name of child's great-great-great-great-great-grandchild: _____ 17. Name of child's great-great-great-great-great-great-grandchild: _____ 18. Name of child's great-great-great-great-great-great-great-grandchild: _____ 19. Name of child's great-great-great-great-great-great-great-great-grandchild: _____ 20. Name of child's great-great-great-great-great-great-great-great-great-grandchild: _____	To: Minister for Foreign Affairs of Japan Date: _____ Month: _____ Year: _____ The statement in this application and attached documents is true and correct, and (Please indicate whether you are applying for return to Foreign State or to Japan) ☐ under the provision of Article 9 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 4(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I submit an application for assistance in child's <u>return from Japan to other foreign member state of the Convention</u> (assistance in child's return to foreign state). ☐ under the provision of Article 9 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 10(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I submit an application for assistance in child's <u>return from other foreign member state of the Convention to Japan</u> (assistance in child's return to Japan).
--	--

様式第三（第四条関係）

様式第三（第四条関係）

[illegible]

様式第四（第四条関係）

Application for Assistance in Visitation or Contacts with Child

➤ Before completing this form, please read the 'Guide to making an application for assistance in visitation or contacts with child' and follow the instructions.

➤ Please provide as much information as possible.

➤ Please indicate ☒ in the appropriate boxes.

[illegible]

2. Child pertaining to the application

[illegible]

3. Person who is considered to be interfering with the visitation or contact with the child

[illegible]

附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

附 則 （令和元年七月一〇日外務省令第
三号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令様式第四については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

附 則 （令和二年二月二八日外務省令第
第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。